

税001	項 目 名	固定資産評価審査委員会費				
予算書項目	固定資産評価審査委員会費		ページ	25	所 属 名	総務部税務・債権管理局 市民税課
年度	R8					
会計名						
一般会計						
款	総務費					
項	徴税費					
目	税務総務費					
(単位:千円)						
補正前額	89					
要求額	660					
総務部長段階査定額	660		その他財源の内訳			
市長段階査定額	660		分担金 0			
			負担金 0			
			使用料 0			
			手数料 0			
			財産収入 0			
			寄付金 0			
			繰入金 0			
			諸収入 0			
			その他 0			
区 分	補正額					
財源内訳	国・県支出金	0				
	地方債	0				
	その他	0				
	一般財源	660				
	計	660				
備 考 欄						

事業の概要

【問合せ先】税制係 0857-30-8142

【１２次総の施策体系】0103

【事業の経過及び背景】
固定資産評価審査委員会は、市町村長とは独立した中立的立場から固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服の審査及び決定その他の事務を行うことを目的として、市町村に設置することが地方税法に規定されている。
令和３年度及び令和４年度において、固定資産課税台帳に登録された価格に関して相手方から審査の申出があり、本市審査委員会はそのいずれの申出に対しても棄却の決定を行った。その後、これらの決定に対し、相手方は取消しを求める訴訟（第一審）を提起したが、令和８年５月にいずれの事件についても本市勝訴の判決が下されている。
しかしながらその後、相手方がこれらの判決を不服として、両件については控訴手続きへと移行した。

【事業の目的及び効果】
固定資産評価審査決定取消請求控訴事件に係る代理人弁護士費用について計上を行う。

【事業の内容】
固定資産評価審査決定取消請求控訴事件（２件分）に係る代理人弁護士費用（訴訟着手金） 660千円（330千円×２件）

税002	項 目 名	賦課事務費				
予算書項目	賦課事務費		ページ	25	所 属 名	総務部税務・債権管理局 固定資産税課
年度	R8					
会計名						
一般会計						
款	総務費					
項	徴税費					
目	賦課徴収費					
(単位:千円)						
補正前額	20,684					
要求額	220					
総務部長段階査定額	220		その他財源の内訳			
市長段階査定額	220		分担金 0			
			負担金 0			
			使用料 0			
			手数料 0			
			財産収入 0			
			寄付金 0			
			繰入金 0			
			諸収入 0			
			その他 0			
区 分	補正額					
財源内訳	国・県支出金	0				
	地方債	0				
	その他	0				
	一般財源	220				
	計	220				
備 考 欄						

事業の概要

【問合せ先】償却資産係 0857-30-8156

【１２次総の施策体系】0103

【事業の経過及び背景】
本市が行った行政文書不開示決定に対し、令和５年１２月に不開示決定の取消及び開示を求める訴訟が提起された。当該訴訟においては、令和８年４月に本市側の勝訴判決が下されたものの、その後、相手方から控訴状及び控訴理由書が提出され、控訴手続きへと移行した。

【事業の目的及び効果】
行政文書不開示決定処分取消等請求控訴事件に係る代理人弁護士費用について計上を行う。

【事業の内容】
行政文書不開示決定処分取消等請求控訴事件に係る代理人弁護士費用（訴訟着手金）220千円